

2011年3月25日
株式会社ベルク

「東日本大震災」救援募金 第一回寄贈結果のご報告について

株式会社ベルクでは、2011年3月15(火)～3月23(水)の9日間、「東日本大震災」により被災された方々の救援のための募金活動を全店にて実施いたしました。

その結果、主旨にご賛同いただいた多くの方より、温かいご協力をいただきました。お預かりした救援金は、日本赤十字社を通じ、被災地の復興・被災された方々の救援に用いられる事となりました。たくさんのご協力誠にありがとうございました。

皆様よりお預かりいたしました募金に加え、下記のとおり被災者、被災地に対する救援金の支援を実施いたしました。

また、「東日本大震災」救援募金の募金活動を4月30日(土)まで継続させていただきます。引き続き募金活動のご協力をお願い申し上げます。

店 頭 募 金 : 5, 263, 129円

(株)ベルクからの義援金 : 3, 000万円

募 金 総 額 : 35, 263, 129円



<実施期間> 3月15(火)～3月23(水)の9日間

<実施店舗> ベルク全店 66店舗

(埼玉県 47店舗、東京都 3店舗、千葉県 2店舗、群馬県 13店舗、栃木県 1店舗)

<この件のお問い合わせ先>

(株)ベルク 人事総務部 お客様サービス係 TEL 048(579)1111(代)以上

第 10TH-0054095 号



このたびは、被災された方々のための義援金をお寄せいただきまして、誠にありがとうございました。

お預かりいたしましたお気持ちと義援金は被災された方々のために役立てていただくようにいたします。あたたかいご支援、誠にありがとうございました。

受 領 証

株式会社ベルク 様

大里郡寄居町大字用土5456

¥ 30,000,000.-

但 東日本大震災義援金として

上記のとおり受領致しました。

平成23年3月25日

日本赤十字社

社長 近衛 忠 輝



〒105-8521 東京都港区芝大門 1-1-3

TEL. 03-3438-1311

(注) この受領証記載の金額は個人については、所得税法第78条第2項第1号に規定する寄附金、地方税法第37条の2第1項第1号及び第314条の7第1項第1号に規定する寄附金（ふるさと寄附金）、法人については、法人税法第37条第3項第1号の規定に基づく寄附金に該当します。

第 10TH-0054099 号



このたびは、被災された方々のための義援金をお寄せいただきまして、誠にありがとうございました。

お預かりいたしましたお気持ちと義援金は被災された方々のために役立てていただくようにいたします。あたたかいご支援、誠にありがとうございました。

受 領 証

株式会社ベルク 様

大里郡寄居町大字用土 5 4 5 6

¥ 5,263,129.-

但 東日本大震災義援金として

上記のとおり受領致しました。

平成23年3月25日

日本赤十字社

社長 近衛 忠輝



〒105-8521 東京都港区芝大門 1-1-3

TEL. 03-3438-1311

(注) この受領証記載の金額は個人については、所得税法第78条第2項第1号に規定する寄附金、地方税法第37条の2第1項第1号及び第314条の7第1項第1号に規定する寄附金（ふるさと寄附金）、法人については、法人税法第37条第3項第1号の規定に基づく寄附金に該当します。